

# 「九条俳句訴訟」

## 公正・中立を理由に市民活動への行政介入に歯止めをつけた ——問題になった俳句——

# 梅雨空に「九条守れ」の女性デモ

新妻義輔（非核の政府を求める京都の会・常任世話人）

2014年6月上旬、東京・銀座で、さいたま市大宮区の女性（当時73）が、安倍政権が推し進めようとしていた集团的自衛権の行使容認に反対する女性たちデモに出会った。雨の中、ベビーカーを押す人もいた。

この女性は1940年生まれ。第二次世界大戦の空襲を今も覚えている。「戦争は愚かだと子ども心にも感じていた」。素朴な思いを俳句に込めて詠んだ。

### ——九条俳句訴訟をめぐる主な動き——

2014年6月24日の三橋公民館であった句会でこの光景を「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」と俳句に詠んで、秀句に選ばれた。秀句は約20人の会員の互選で選ばれ、毎月一度発行する月報・公民館だよりに掲載されることになっており、3年8ヶ月つづいていた。ところが、翌25日に公民館が「公民館の意見だと誤解される恐れがある」、「世論二分の問題だ」「政治的中立性・公平性に触れる」などを理由に「これは載せられない」と言ってきた。

掲載しないことに市内外から批判が高まり、清水勇人市長が2014年7月15日、定例記者会見で、「(掲載拒否は) おおむね適正だ」の考えを示し、つづいて、稲葉康久・市教育長も2014年7月29日の定例会見で、「今後も掲載しない」としたうえで、月報の掲載基準について「世論を二分している内容の作品は載せない」と明言した。

このため、女性は200万円の慰謝料と公民館だよりへの掲載を求めてさいたま地裁に訴えた。

### ——1審 慰謝料支払を命じたが 掲載は認めず——

一審・さいたま地裁は2017年10月13日、公民館では3年以上、秀句を公民館だよりに載せつづけていたと指摘。秀句を掲載しなかったことは、思想や信条を理由にした不公正な取り扱いで「句が掲載されると期待した女性の権利を侵害した」として、5万円の慰謝料を認めた。

しかし、一方で公民館だよりに「九条の句」の掲載請求は棄却した。このため、女性は東京高裁に控訴した。

### ——東京高裁で始まった「九条俳句」訴訟——

女性は2018年3月1日、東京高裁の法廷に立って、意見陳述をした。

「私は、さいたま地裁より勝訴判決を受けました。判決は『さいたま市が九条俳句を原告の思想や信条を理由に掲載しないという不公正な取り扱いをしたことが違法である』と認め、慰謝料の支払いを命じました。さいたま市の違法性が公に認められたことは、本当によかったと思いました」

「しかし、一方で公民館だよりに『九条俳句』の掲載請求は棄却されました。このことは

納得できません。この判決を受けて、早速、さいたま市に対して、違法状況を解消するために、『九条俳句』を速やかに公民館便りに掲載すること、また、違法・不公正野再発防止の具体的策を取ることを求め、この2点が約束できれば控訴はしないと申し入れました」

「この問題が発生してから、3年4ヶ月、提訴してあらかは2年4ヶ月が過ぎましたが、私にとっては、とても重く長い時間でした。高齢者の私には、健康や体力の面でも不安があります」

「しかし、さいたま市は、こちらの申し入れを拒否したばかりか、判決を不服として、早々に控訴すると表明しました。私たちは、今回の判決をもとに話し合いでの解決を求めています、市民と向き合おうとしない市にそれも閉ざされてしまいました」

「私にとっては俳句は、人生の終盤を心豊かに生きていくためのささやかな楽しみです。自分がつくった一句が、仲間も共感を得られ、公民館だよりに掲載されることは大きな喜びです。また頑張ろうと意欲が湧いてきます。公民館便りに、不掲載を決めた時、公民館の職員は、句会の活動や作者の思いを少しでも考えたのでしょうか」

「私は、この裁判の中で、公民館の歴史や役割について、初めて知りました。市は、文化芸術を理解し、市民の自由な活動を守り、育てる本来の公民館にしてほしいです」

「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」——この句は、公民館だよりに掲載句として提出してから、3年8ヶ月も放置されています。一日も早く公民館だよりへ掲載することを求めます」

「幼いころ、戦争体験のある私は、戦後ずっと平和に暮らせてきたのは、平和憲法9条のおかげと思っています。戦禍のなかからか父や母の世代が平和を願って大事にしてきたものを、私たち子どもや孫たちに、しっかり引き継いでいかななくてはならないと思っています」

「自由にもものが言える、自由に表現できるという当たり前のことが、当たり前を守られるように、判決をどうぞよろしくお願い申し上げます」

### ——故・金子兜太さんのコメント——

先日他界した俳句界の重鎮・金子兜太さんはこの裁判で原告を支援し、こんなコメントを寄せていた。「今、日本を戦争に持っていかうとする政治家は、生活する人々の姿が見えていない。政治の傲慢、役人の怠慢に対して市民が動く時代になることを期待したい」と。

### ——九条俳句拒否 二審も違法——

控訴審判決が2018年5月18日、東京高裁であった。白石史子裁判長は公民館側が「思想・信条を理由に不公正な取り扱いをした」と判断し、市に賠償を命じた一審判決を支持。ただ、賠償額は5000円が相当だとし、一審の5万円から減額した。

一審・さいたま地裁は、女性が掲載を期待する権利を侵害されたと判断したが、高裁は公民館の役割に着目。公民館職員は「社会教育活動を公正に取り扱う義務を負う」とし、その教育活動の一環の発表で思想や信条を理由に不公正な取り扱いをした場合は「人格的利益を侵害し、違法となる」と述べた。判決はそのうえで、公民館側が「中立性」を理由に俳句の掲載を拒否したのは、「思想、信条を理由に他の住民と異なる不公正な取り扱いだった」と結論づけた。

女性は俳句の公民館だよりへの掲載も求めていたが、判決は「公民館は秀句をそのまま掲載する義務はない」とした一審判決を支持し、この訴えを退けた。

### ——俳句の作者 「掲載、実現させたい」——

控訴審判決後、俳句の作者の女性（77）は記者会見し、「今回の判決も、市の主張が間違いで（不掲載が）違法だったことが書かれている」と安心した表情を浮かべた。一方、4年たっても句がまだ掲載されていないことについては「これからも掲載を求め、実現させたい」と語った。

弁護団の久保田和志事務局長は「公民館の目的から拾い上げ、とても意義のある判決」と評価。石川智士弁護士も「思想を一方向的に解釈し、不掲載としたこと自体が不公正だと正面から判断してくれた」と述べた。

### ——作者の女性も、さいたま市も上告——

原告の女性[77]、被告のさいたま市の双方が2018年5月31日、上告した。

東京高裁は2018年5月18日、公民館側が「思想、信条を理由に不公正な取り扱いをした」として5000円の賠償を命じていた。しかし、同時に、女性が公民館だよりへの掲載を求めていたことについて、判決は「公民館は秀句をそのまま掲載する義務はない」として一審判決を支持し、この訴えを退けた。

### ——最高裁で確定 九条俳句 公民館だより不掲載は違法 ——

「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」——こう呼んだ俳句が秀句に選ばれたのに公民館だよりに載らず、精神的苦痛を受けたとして、作者の女性（78）がさいたま市に200万円の慰謝料などを求めた訴訟で、不掲載を違法とした判断が確定した。最高裁第一小法廷（小池裕裁判長）は、5000円の賠償を命じた二審判決を支持し、2018年12月20日付で決定した。

### ——「九条俳句」掲載へ——

さいたま市は2018年12月25日、俳句の作者の女性が市に掲載を求めた裁判で原告側の勝訴が確定したことを受け、公民館だよりに俳句の掲載を決めたと発表した。

さいたま市の細田真由美教育長は会見で、最高裁判決を真摯に受け止め、謝罪すると述べ「作者の気持ちに配慮し、掲載する」と表明。今後、公民館だよりの編集への住民参加も検討することを明らかにした。

これに先立って、原告女性は「このようなことが見過されて当たり前になってしまうのが恐ろしくて、闘ってきました。市は誤りを認め、俳句を掲載してほしい」と話していた。

### ——やっと掲載 市民の権利と自由さらに一步——

公民館だよりへの掲載が決まったことを受けて2019年1月28日、「九条俳句」市民応援団がさいたま市で報告集会を開いた。原告の女性は「4年半もしまっておかれた俳句が、やっと日の目を見ると思うと胸がいっぱいです。これからは安心して俳句がつけれます」と喜びを語った。

原告弁護団の佐々木新一団長は「俳句の表現に過剰に反応して、不掲載とした職員の不見識が正され、市民の権利と自由がさらに一步確かになった」と述べた。

武蔵野美術大学の志田陽子教授は『政治に無関心であれば公共の場所を使わせてもらえる』というルールは、民主主義をしばませてしまう。次の世代にしばんだ社会では自由を手渡すために、不断の努力をしていこう』と呼びかけた。

## ——市長が不掲載を謝罪——

さいたま市の清水勇人市長は2019年2月6日、開会した市議会の施政方針説明の冒頭で、「九条俳句」裁判で市側の敗訴が確定したことについて「大変重く受け止め、さいたま市の代表として、おわびします」と述べた。細田真由美教育長も同日の教育行政方針説明の冒頭で、作者の女性に謝罪し、公民館だよりの2019年2月号の俳句を掲載したと報告。「今後はよりいっそう生涯学習の振興と公民館での学習活動の充実に努めます」と述べた。

## ——市民運動が大きな力発揮——

表現自由の問題に詳しい、田島泰彦・元上智大学教授、九条俳句訴訟弁護団事務局長の久保田和志弁護士、「九条俳句」市民応援団の武内暁代表が4年半を振り返った。

(「週刊金曜日」2019年3月1日号)

・表現の自由にかかわる重要な問題なので、埼玉弁護士会は5人の会長経験者をふくめ25人の大弁護団をつくった。

・訴訟にあたって大事にしたことが二つある。一つは、行政が公正・中立を理由に市民活動に介入してくるケースが目立ち始めていたときなので、公正・中立の意味は市民活動を制限するためのものでないことを確認すること。もう一つは、市が違法でないと主張し、運動体が違法だと主張した今回の行政による介入行為について違法の判断を確保することで民主的勝利をあげることだった。そして、市民の公民館での活動の憲法上の権利を、裁判を通じて獲得しようと考えた。

・一審で13回の口頭弁論があつたが、傍聴席が満席にならないことは1回もなかった。

・**憲法12条は「この憲法が国民に保障する自由および権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と規定している。**

・東京高裁は「思想、信条を理由に不公平な取り扱いを許されない」と明確に示したことです。公正・中立を理由にした市民活動への行政の介入に対する歯止めを引き出せたことは大きな成果だ。この成果を公民館に限らず集会施設などいろいろな市民運動に対する制限を防止するように波及させていくことが課題の一つがと思う。

・もう一つよかったのは公民館という場所が大人の学習権が保障される場所だと認められたことだ。民主主義を前進させる判決だった。

・高裁は「社会教育法において公民館で学ぶことの意味」を積極的に解釈し、職員には公正な取り扱いをしなければならないという義務があり、作者の女性は不公正な取り扱いによる人格的な利益を違法に侵害されたと認定して市に5000円の支払いを命じた。

・市民には、秀句が掲載されるという当たり前のことがなぜ認められないのか——という怒りがあつた。

・**市民一人一人が声、行動を！ 当たり前の市民が主人公の街づくりを！ みんなで問題の解決を図っていこう！ という住民運動の基本を経験できたのは貴重だった。**

・行政が市民活動を制限する理由にしてきた「中立・公平・公正」が、九条俳句訴訟の判決によって正当な根拠にならないことがはっきりした。「おかしことは、おかしい」と主張していくことから、当たり前の権利が守られるということがわかった。

・俳句の内容をチェックし、それを掲載しないというのは検閲であり、表現の自由への侵害だと思う素朴な市民の疑問には判決は答えていない。

・公正・中立を理由に市民の権利を制限する流れは今回、突破しなければ押し戻せないと思っていた。しかも行政による介入は、マスコミに対してもある。いろいろなところに流れを押し戻す運動を広げていく。

——「中立」では活動を制限できない 九条俳句作者インタビュー——  
——なぜこの問題が起きたと思いますか。

改憲を強力に進める安倍政権への忖度が空気としてあり、面倒なことには関わりたくないという行政の「事なかれ主義」や、職員の職務についての無理解から起きたと思います。

——4年半に及んだ裁判中、何を一番感じていましたか。

こんな「小さなあたり前」のことを裁判にしなければならぬ不条理は許されぬと思っていました。毎回の裁判傍聴や報告会への参加者の増大に励まされ、私も学ばされ、回を重ねるごとに「勝つのは当然」との確信が強まっていきました。

——この裁判では多くの人に支えられました。ともに活動して感じられた思いは。

まず俳句会の代表代行の毅然とした公民館に対する抗議に力づけられました。家族のメディアへの投稿と素早いメディアの取り組み、何よりも「わがこと」として共感し行動した「市民應援団」。弁護団や研究者、表現者など、それぞれの立場から取り組んでくださった4年半の揺るぎない力に感謝します。わたしの生涯の宝となります。

——判決が確定したいま、訴えたいことは。

行政が市民活動を制限する理由にしてきた「中立・公平・公正」が、九条俳句訴訟の判決によって正当な根拠にならないことを知っていただきたい。「おかしい」と主張していくことから、あたり前の権利が守られるということがわかりました。

——さいたま市や行政にこれから何を求めますか。

行政は憲法遵守義務の立場で仕事をしてほしいですね。さいたま市がかかげている文化芸術都市を実現するためにも、社会教育や「公民館だより」のあり方など、住民参加で速やかに取り組んでほしいと思います。

(元朝日新聞大阪本社編集局長)

2019年3月7日

**【追記】**「市民が意見表明をしようとする」と、自治体はその前に立ちはだかる例が、近年各地に広がっている。

例えば金沢市は、市庁舎前の広場を護憲集会に使うことは「特定の政策や意見に賛成する目的の示威行為」だとして、2017年から許可しなくなった。

神奈川県海老名市は、駅の自由通路で政治的メッセージを含む活動をするのを禁じる命令を出した。これは裁判所によって取り消されたが、こうした規制の一つ一つが、市民の正当な権利を確実にむしばんでいる。

「九条俳句判決」は、こうした表現活動への安易な規制を戒めるものです。